東京都環境審議会

カーボンハーフ実現に向けた条例改正のあり方検討会(第10回) 速記録

(午後2時00分開会)

○福安政策調整担当課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第10回「カーボンハーフ実現に向けた条例改正のあり方検討会」を開会いたします。委員の皆様には、お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。事務局を務めております、環境局総務部環境政策課政策調整担当課長の福安でございます。よろしくお願いいたします。

会議の開催に当たりまして、注意事項を申し上げます。本日の検討会は、ウェブ会議で行います。都庁の通信環境の状況によっては、映像や音声が途切れる場合がございます。あらかじめ御了承ください。発言者以外の委員の方は、会議中はビデオ及びマイクをオフにしていただきますよう、御協力をお願いいたします。御発言いただく際はビデオ及びマイクをオンにし、お名前をおっしゃってから御発言をお願いいたします。

資料につきましては、会議次第のとおりでございます。事前にデータ送付させていただい ておりますけれども、説明に合わせて画面にも表示させていただきます。

本日は配付資料のうち、資料1-1、答申案の見え消し版を中心に御審議をお願いいたします。

本日は現時点で13名の委員の皆様に御参加いただいていることを御報告させていただきます。

それでは、これからの議事につきまして、田辺座長にお願いしたいと存じます。 田辺座長、よろしくお願いいたします。

○田辺座長 ありがとうございます。

皆さんお忙しいところ、御参加ありがとうございます。

それでは、本日の議事であります、環境確保条例の改正について(答申案)の審議に入らせていただきます。

前回の検討会では、事務局から提示いただきました答申素案について御議論いただき、その修正については、出席委員の皆様から座長一任の御了解をいただいております。事務局と調整を行いまして、一部、文言修正等を行っております。

事務局より、修正点の説明と今後の本資料の取扱いについて、説明をお願いできればと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

○福安政策調整担当課長 前回御説明いたしました答申素案からの修正点を御説明差し上げ

ます。

まず、前回の第9回検討会におきましても、今後の施策検討に向けて貴重な御意見を様々 いただきまして、ありがとうございました。御議論を踏まえまして、実効性のある制度につ なげてまいりたいと考えてございます。

本日、答申案をお示ししてございますけれども、まず14ページになります。前回、田中委員から御質問のあったこちらの図でございますけれども、大変申し訳ありません、着工棟数などの数値を見直した際に、ここの注書きしている部分が漏れていたというところがございましたので、改めて、中間まとめの際に記載していた注記を記載しております。濃いオレンジの部分、新築のストック、それから2050年断面をお示ししているイメージでございますけれども、既存のストックにつきましては、リフォームなどのタイミングで再エネ・省エネを促進していくというイメージをお示ししているものでございます。

それから、36ページ、②で、再エネ設備の設置に関する基準について、この前後のページで表現が揺れている部分がありましたので、文言整理でございます。具体的には、37ページにかけてお示ししてございます、「一定量の再エネ(太陽光発電設備)設置について、日照などの立地条件や住宅の形状等を考慮しながら、事業者単位で設置基準の達成を求めるよう制度上の工夫を図るべき」としております。34ページの3行目の表現と合わせるように修正してございます。

修正点は以上でございます。

また、本日、資料2として、本答申案の概要版の資料をおつけしております。こちらにつきましては、前回中間まとめのときのものを基本的にはそのまま使わせていただいておりますが、こちらの住宅等の一定の中小新築建物への新制度に関する記載内容を、答申案の修正に合わせまして修正を一部図ってございます。

本日の環境審議会総会を予定してされておりますけれども、そこではこちらの概要版を基 に説明させていただきたいと思います。

また、本資料の取扱いについて御説明させていただきます。

本日御説明する答申案につきましては、企画政策部会にて、田辺座長から髙村部会長に御報告いただくこととしております。部会の御了承が得られましたら、引き続き総会にて、部会長から会長に御報告する流れを予定しております。総会で御了承が得られましたら、会長から都知事宛てに答申を御報告いただく流れとなります。

説明は以上でございます。

○田辺座長 ありがとうございました。

東京都は、先日、条例改正の基本方針(案)を公表されています。今後、本審議会において答申が出されましたら、これを踏まえまして制度の構築に取り組まれるということになります。

この際、今後に向けてこれだけは発言しておきたいというコメント等がありましたらお願いいたしたいと思います。大変恐縮ですけれども、先ほど事務局から御案内があったように、この後の進行の予定で、質疑の時間を5分程度とさせていただきたいと思っております。意見がある場合には、簡潔にまとめて御発言いただければと思います。

御発言御希望の方は、挙手機能もしくはチャット機能によりお知らせいただければと思います。よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

可知委員、お願いいたします。

○可知委員 取りまとめ、大変ありがとうございます。

答申案の概要、資料2の中で、地域エネルギー有効利用計画制度の説明の中に「エネルギーの有効利用というこれまでの枠を超えた多面的な取組(資源・生物多様性、適応策・レジリエンス等)を誘導」と書き込まれてあるんですけれども、これは大変重要だと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいという期待です。どうぞよろしくお願いします。

○田辺座長 可知委員、ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにないということでございますので、可知委員の意見、大変ありがとうございました。参考にさせていただきたいと思います。

それでは、ただいま御確認いただきました答申案を本検討会として了承したいと思います。一任はいただいておりましたけれども、1点修正しておりますので、改めて皆さんに御 了承いただきたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○田辺座長 どうもありがとうございました。それでは、異議はないということで、皆様に 御了承いただきました。答申案を企画政策部会に報告させていただきたいと思います。

最後に、私からお礼を申し上げたいと思います。

大変多い頻度で皆様には東京都環境確保条例の改正に御議論いただきまして、ありがとう ございます。様々な意見はもちろんございますけれども、都が一歩進んでいくためにどうす ればよいかという御知見を大変たくさんいただいたということで、心から感謝いたしており ます。

それでは、以上をもちまして本日の議事は終了となりますので、これ以降については事務 局に引継ぎをさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○福安政策調整担当課長 答申案の取りまとめ、ありがとうございました。

都は、今後、制度構築に向けた具体的な基準、達成水準などをそれぞれ技術検討会、専門 家による技術見地からの意見を踏まえて、詳細を検討してまいります。

また、9月上旬には条例改正に関する基本方針を策定いたしまして、その後、都議会などでも議論を深めてまいります。条例改正などに関する都議会での審議を経た後、一定程度の周知期間を設けて施行ということで予定してございます。

それでは、これをもちまして第10回「カーボンハーフ実現に向けた条例改正のあり方検討会」を閉会いたします。長らく御審議いただきまして、厚く御礼申し上げたいと思います。 どうもありがとうございました。

(午後2時11分閉会)